東日本ユニオンにいがた

http://niigatachihon.yukigesho.com/

JR東日本労働組合新潟地方本部
２０２４年４月２０日発行
第２９号（通巻第３４９号）
発行者：星山 圭　編集者：教育・広報部

新潟地方本部エルダー協議会 第4回定期総会

とき：2025年5月25日（日）
14時00分より
ところ:万代市民会館

既に精算を終えたとの回答を撤回!!

申4号・再三繰り返される「労働時間改ざんによる賃金未払い」の是正を求める申し入れ　第3回団体交渉

新潟地本は4月4日、申4号・再三繰り返される「労働時間改ざんによる賃金未払い」の是正を求める申し入れの第3回目の団体交渉を行いました。

第1項、「吉田駅で併結作業を行った社員に対し、新潟支社が失念していた作業時間を時間外労働として精算すること」とした要求に対し支社側は、「関係する社員へ説明を行い、賃金を精算したところである」との回答を示していました。

支社側は交渉の冒頭でこれを修正し、改めて「吉田駅で併結作業に関する労働時間については、改めて確認を進めているところであり、必要な対応を行っていく考えである」との回答を示しました。

点呼時刻を「1時07分」と作業報告書で提出したにも関わらず、出退勤システムでは「1時30分」と記録されていた事象が明らかになったことについて、どちらを正確な時刻と考えているのか質すと支社側は、作業報告書が正確と考えているとしました。

前回の団体交渉で、出退勤システムに残された点呼時刻のデータを基に精算を行ったと説明したにも関わらず、そのデータ自体が不確実なものであることが明らかになったことから、整理の仕方が正しくなかったという認識はあるのかを質しました。

支社側は、当初は正しいとして整理したが、交渉を重ねてきた結果として様々なことが明らかになってきていることからすれば、万全ではなかったとの認識を示しました。

◆　◆

未払いが発生しているかもしれないという認識はあるか質すと、未払いがあるかも知れないことは否定できないとしました。

なぜ現時点において、新たな精算があるか否かの回答ができないのかを質すと支社側は、本社を含めて作業報告書を提出した社員の整理や、提出していない社員の労働時間の整理が正しかったか否かを含めて、確認に時間を要しているためであると回答しました。

また、作業を行った社員に一律10分とした整理の方法を含めて確認をしていると明らかにしました。

昨年の3月に行った精算について、調査不足の認識はあるかを質すと、精算するまでにさらに調査するべきであったとの認識を示しました。

支社側は、労働時間Bを差し引いた社員とそうでない社員との間で不公平感があるとの組合側の主張も理解できるが、吉田駅併結作業の追給は正しいと考えているとした上で、精算について間違いがあってはならないと考え、本社に判断を仰ぎ、見解を待っているとしました。

いつ回答するのかを明確に示すよう求めましたが支社側は、時間がかかり申し訳ないが、いつと言うことは出来ないとした上で、意図的に、または悪意をもって遅らせているわけではないとしました。

◆　◆

支社側は、交渉内で改めて示した第1項の回答について、前回までの回答を白紙撤回とした中で、本来なら正式な回答を行うべきとして準備してきたが、結果として正式な回答を示すことができないため、現段階の状況に対する回答となるとしました。

その上で、本社からの確認事項が示された時点で正式な回答となるため、本日の回答も変わる可能性もあるとしました。

第1項の議論を経ずに第2項以降の議論を行うことはできないことから、この日の交渉を中断としました。

団体交渉の都度発覚する「新たな事実」

申4号の団体交渉は、交渉の度に新たな事実や未払いが判明し、中断と延期を繰り返してきました。

第1回目の団体交渉は昨年12月5日に開催しました。

申4号の申し入れ以前から、賃金未払いや労働時間の付与失念などの事象に対して団体交渉を繰り返し行ってきた経緯から、第1項の議論を行う前提として、9点にわたり新潟支社の認識を質しました。

しかし支社側の交渉員が、当時の団体交渉に出席していないため判らないと述べ、過去の交渉内容が分からない状態で団体交渉に臨んでいることが明らかになりました。

議論を行う前提が整わないことからこの日の交渉は中断に至りました。

第2回団体交渉は3月5日に行いました。

点呼時刻に間に合わず作業報告書を提出したときは労働時間Bの設定があればそれを超えた時間で精算するため、当該の行路は13分の労働時間Bがあることから、それ以上の遅れでなければ超勤で処理されないとしました。

作業報告書を提出しなかった社員は10分の超勤として整理した一方で、提出した社員には超勤が付かない例があることが明らかになりました。

この日の交渉は支社側の交渉員の都合により中断となった一方で、第3回交渉までの間に、精算の根拠としていた出退勤システムに残された点呼時刻のデータが作業報告書で提出した時刻と異なる事例が発覚するなどして、支社側は本社の回答待ちであるとしていました。

◆申4号とは…？
会社が付与を失念していた作業時間を時間外労働として精算するよう求める

申4号・再三繰り返される「労働時間改ざんによる賃金未払い」の是正を求める申し入れは、昨年の9月30日に申し入れました。

同年の7月に行った申23号「正当な労働時間に基づいた吉田駅併結作業に対する賃金精算を求める申し入れ」の団体交渉で支社側は、吉田駅での併結作業において、「留置車両を活かす」という作業に対する必要な労働時間が20年以上にわたり付与されていなかったことを認めました。

その上で「吉田駅併結作業後の到着点呼に間に合わない」とする社員申告の有無をめぐり、支社側の認識に乖離があったため再調査の上、後日回答を受ける確認を行いました。

しかし後日、新潟支社より窓口を通じて「新潟運輸区において点呼時間に間に合わない旨の社員の声は把握していたが、新潟支社に報告はしなかった」と連絡があり、社員からの申告を隠ぺいしていた事実も明らかになりました。

再三繰り返される「労働時間改ざんによる賃金未払い」が発生したことを到底看過することはできないことから、申し入れを行っていたものです。

■申4号　申入れ項目

1. 吉田駅で併結作業を行った社員に対し、新潟支社が失念していた作業時間を時間外労働として精算すること。
2. 労働時間改ざんによる賃金未払いが発生した事実を全社員に周知すること。
3. 労働時間改ざんによる賃金未払いの再発防止策を明らかにすること。